

# 令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託 仕様書

## 1 業務名

令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託

## 2 業務の目的

本業務は、「令和4年度千曲市立地適正化計画改定に係る基礎調査等業務委託」（以下「前年度業務」という。）の結果を基に、千曲市立地適正化計画（平成29年3月31日公表。以下「計画」という。）における施策の実施状況の評価等を行うとともに、計画の改定及び防災指針の作成を行うことを目的とする。

## 3 事業期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 4 業務の内容

以下の項目について業務を実施する。前年度業務で整理を行った、千曲市の上位・関連計画と整合が取れるようにすること。また、項目ごとの詳細や、このほかに必要となる業務については受託者と発注者で協議の上、決めることとする。

### （1）現状・課題の整理

以下の項目について計画改定に必要な分析・考察をし、課題の整理を行う

- （ア）人口分布
- （イ）都市機能の立地状況
- （ウ）公共交通の状況
- （エ）地価や開発許可の状況

### （2）市民意向調査

居住やまちづくり等の市民の意向調査を行うため、以下の項目を実施する

- （ア）アンケートの作成、集計、結果のとりまとめ

### （3）誘導区域および誘導方策の設定

以下の項目を実施する。

- （ア）都市機能誘導区域・居住誘導区域の再検討
- （イ）誘導施設の再検討
- （ウ）誘導施策の検討・設定
- （エ）人口密度や公共交通利用者、その他定量的な目標指数の状況確認・再設定

(4) 防災指針の策定

以下の項目を実施する。

- (ア) 災害ハザード情報の収集整理、リスクの分析
- (イ) 災害リスク評価および課題の整理
- (ウ) 防災まちづくりの将来像と目標、方針の検討
- (エ) 防災対策のスケジュール・取組内容検討
- (オ) 定量的な目標値の設定

(5) 低未利用土地の有効活用に関する指針の策定

以下の項目を実施する。

- (ア) 低未利用土地等の状況整理
- (イ) 低未利用土地等の既存ストックの活用についての対策・検討

(6) 策定委員会等の運営支援

以下の項目を実施する。なお、検討委員会は4回程度、庁内検討会議は5回程度開催することを想定している。

- (ア) 検討委員会資料の作成、出席・運営補助、議事概要の作成
- (イ) 庁内検討会議資料の作成、出席・運営補助、議事概要の作成

(7) 地域別説明会の運営支援

以下の項目を実施する。なお、開催回数は、5地域ごとに、2回程度実施することを想定している。

- (ア) 地域別説明会資料の作成、出席・運営補助、議事録の作成

(8) パブリックコメントの支援

以下の項目を実施する。なお、パブリックコメントは2回程度実施することを想定している。

- (ア) パブリックコメント用資料の作成、意見対応作成

(9) 関係機関との協議

以下の項目を実施する。なお、長野県との協議は2回程度、国交省との協議は3回程度開催することを想定している。

- (ア) 長野県との協議出席、協議結果の議事録作成
- (イ) 国交省との協議出席、協議結果の議事録作成

(10) 報告書・概要版等の作成

以下の項目を実施する。なお本編のとりまとめについては、「まちづくりの方針(ターゲット)」、「目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)」の検討がされたうえで、この流れに合った内容となるようにまとめること。

- (ア) 本編のとりまとめ
- (イ) 概要版作成

(ウ) 届出の手引き作成

(11) 打合せ・協議

打合せ・協議については、初回、中間、納品時打合せを行う。なお中間打合せについては4回程度実施することを想定している。

5 業務の処理

(1) 受託者の義務

受託者は、業務を行うにあたり、関連の法令及び本仕様書・業務委託契約書を遵守すること。また、発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し正確に業務を行うこと。

(2) 業務の指示

受託者は、発注者と連絡を密にし、十分協議の上、発注者の指示に従うこと。

(3) 業務実施計画

受託者は、本業務の実施に先立ち、各工程における作業方法、作業日程等について適切な業務計画を立案し、予め発注者の承認を得るとともに下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

(ア) 業務計画書

(イ) 業務工程表

(ウ) 技術者等通知書・技術者等経歴書

(エ) 着手届

(オ) その他発注者の指示する書類

(4) 管理技術者等

受託者は、本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。また、管理技術者等は、次の条件を満たすものを配置すること。なお、各技術者は3か月以上正規雇用関係にあること。

また、本業務における同種業務とは、次のとおりとする。

【同種業務】

- ・ 防災指針の策定を含む、立地適正化計画策定業務又は改定業務
- ・ 上記の業務に必要な基礎調査等の業務

ア 管理技術者

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

(イ) 過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）において、長野県内の千曲川の沿岸の地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または

業務遂行中の実績または事実を有すること。

イ 照査技術者

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

(イ) 過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）において、長野県内の千曲川の沿岸の地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。

(ウ) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 主となる担当技術者

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

(イ) 担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

(5) 業務報告・打合せ等

受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に発注者と報告・打合せ等を行うこと。

(6) 工程管理

受託者は、本業務の実施にあたり、詳細な工程管理を行い、発注者に作業進捗状況を報告するものとする。

(7) 資料の収集及び使用制限

受託者は、業務に必要な資料収集を行い、発注者は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力する。また、発注者から貸与された資料については、貸出簿を作成し、業務完了後速やかに返却し、発注者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用しないこと。

(8) 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報保護法を遵守して、貸与資料の個人情報取り扱いの際は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害することのないように実施するものとする。

(9) 機密の保持

受託者は、業務中に知り得た内容等について、第三者に情報を漏洩してはならない。

(10) 成果品の帰属

本業務の成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表し、貸与及び使用してはならない。

(11) 疑義等

受託者は、業務内容に疑義等が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議しその指示に従うこと。

#### (12) 損害賠償等

受託者は、本業務実施中に、発注者及び第三者に損害を与えた場合、必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告するものとし、損害賠償などの請求があった場合は受託者において一切の処理を行うものとする。

### 6 成果品の提出

成果品として、以下の項目について提出する。作業成果及び会議等の経過を業務報告書としてまとめること。

成果品提出後に不備等が確認された場合、受託者は事業期間後においても修正の義務を負うものとし、当該修正に要する費用は受託者の負担とする。

成果品の管理・権利等は発注者の帰属とし、受託者は発注者の承諾なしに使用・公表してはならない。

(ア) 業務報告書 正副

(イ) 業務報告書概要版 50部

(ウ) 届出の手引き 5部

(エ) 計画改定版(製本) 30部

(オ) (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の電子データ一式(CD-ROM等)

(カ) 現状把握、データ分析等のために収集及び作成した電子データ一式(CD-ROM等)

※1 電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能なものとし、作図等で他形式データを用いる場合には、発注者の承諾を得るものとする。

※2 発注者が指定する電子データについては、PDF、GISデータ(Shape形式)及びCADデータとすること。

### 7 検査

受託者は、成果品及び納品書、完了届を発注者に提出し、検査を受けるものとする。受託者は、必要に応じ中間検査を受けるものとする。発注者は、受託者立会いのもと成果品の検査を行い、検査合格の通知をもって業務完了とする。

### 8 特記事項

本業務は令和5年度、令和6年度の2か年の業務であり、令和5年度中の支払い上限額は5,000,000円までとする。